

食品衛生法 厚生省告示第370号に規定する「清涼飲料水の成分規格及び製造基準」

ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水

最終改正：厚生労働省告示第263号(令和3年6月29日)

1 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚告第370号）の第1食品D各条○清涼飲料水の成分規格

(1)一般規格

	検査項目	規格	単価料金(税別)	必要量(mL)
1	混濁 ※	混濁したものであってはならない	1,500	● 200
2	沈殿物又は固形の異物 ※	沈殿物又は固形の異物のあるものであってはならない	1,500	● 共通
3	スズ(金属製容器包装入りのもの)	150.0 ppmを超えるものであってはならない	7,000	☆ 350
4	大腸菌群	陰性でなければならない	4,500	100

※ 他項目とは別に未開封品をご用意ください

(2)個別規格

3. ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水

a ヒ素及び鉛を検出するものであってはならない。

	検査項目	規格	単価料金(税別)	必要量(mL)
1	ヒ素	検出するものであってはならない 限度試験(限度値0.2ppm 相当)	6,500	☆ 共通
2	鉛	検出するものであってはならない 限度試験(限度値0.4ppm 相当)	7,500	☆ 共通
	成分規格(1)+(2)セット料金	スズを含まず	21,500	計 650
		スズを含む(金属製容器包装入りのもの)	28,500	

b りんごの搾汁及び搾汁された果汁のみを原料とするものに限る。

	検査項目	規格	単価料金(税別)	必要量(mL)
1	パツリン	0.050 ppmを超えるものであってはならない	22,000	25

2 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚告第370号）の第1食品D各条○清涼飲料水の製造基準

ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料(果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを冷凍したものであって、原料用果汁以外のものをいう)及び原料用果汁以外の清涼飲料水

(1) 一般基準

製造に使用する器具及び容器包装は、適当な方法で洗浄し、かつ、殺菌したものでなければならない。ただし、未使用の容器包装であって、かつ、殺菌され、又は殺菌効果を有する製造方法で製造され、使用するまでに汚染される恐れのないように取り扱われたものにあつては、この限りでない。

(2) 個別基準 水道水又は①、②のいずれかでなければならない。

	検査項目	基準	セット料金(税別)	必要量(mL)
	水道水質基準51項目	水道水質基準に適合	298,000	9000
①	ミネラルウォーター類 (殺菌又は除菌を行わないもの)	成分規格(個別規格の1.-a)及び 製造基準(個別基準の1.* <sup>1</sup> 又は 2.* <sup>2</sup> )に適合であること。	*1 121,400	1950
			*2 91,200	800
②	ミネラルウォーター類 (殺菌又は除菌を行うもの)	成分規格(個別規格)及び 製造基準(個別基準)に 適合であること。	277,700	4000

\*1 容器包装内の二酸化炭素圧力が20℃で98kPa未満である場合。

\*2 容器包装内の二酸化炭素圧力が20℃で98kPa以上である場合。